



平成 23 年 8 月 5 日
内閣府（防災担当）

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（新潟県）

- 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害について、新潟県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
三条市（さんじょうし）	7月28日	第1条第2号	13	0	301
十日町市（とおかまちし）	7月28日	第1条第4号	5	0	95
魚沼市（うおぬまし）	7月28日	第1条第1号	0	72	210
南魚沼市（みなみうおぬまし）	7月28日	第1条第1号	5	3	335
阿賀町（あがまち）	7月28日	第1条第1号	0	0	265

注1 上記の数値は平成 23 年 8 月 5 日 18 時現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。魚沼市は人口30,000人以上50,000人未満であることから、滅失60世帯以上で同号に該当。南魚沼市は人口50,000人以上100,000人未満であることから、滅失80世帯以上で同号に該当。阿賀町は人口5,000人以上15,000人未満であることから、滅失40世帯以上で同号に該当。【滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯】）、同令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）及び同令第1条第4号（同令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害）に該当することによる。

※ 新潟県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）付

新澤, 小松, 藤澤

TEL 5253-2111（内線51602）

3501-5191（直通）